

令和6年度第3回浜松市地域包括支援センター

運営協議会会議録

1 開催日時 令和7年2月25日（火） 午後7時00分から午後8時30分

2 開催場所 浜松市役所北館 101・102会議室

3 出席状況 出席委員 浅井陽介委員 才川隆弘委員 月井英喜委員
三輪真知子委員 弓桁智浩委員 松岡徹委員
杉山晴康委員 鈴木美枝委員 村埜美加委員

事務局 健康増進課：渥美課長
健康医療課：西崎課長
介護保険課：谷口課長
高齢者福祉課：亀田課長、坂本担当課長、大石課長補佐
地域包括ケア推進グループ：山根G長、諸永主任、山下
中央福祉事業所長寿支援課：大村課長
浜名福祉事業所長寿保険課：久米課長
天竜福祉事業所長寿保険課：谷野課長

4 傍聴者 0人（一般：0人、記者：0人）

5 議事、内容及び結果 審議の内容

議事1 令和6年度地域包括支援センターの事業評価の実施結果について

令和6年度地域包括支援センターの事業評価の実施結果について、事務局より説明を行い、委員からご意見を頂いた。詳細は、発言内容に記載。

議事2 令和6年度地域包括支援センターの公正・中立性の評価について

令和6年度地域包括支援センターの公正・中立性の評価について、事務局より説明を行い、委員からご意見を頂いた。詳細は、発言内容に記載。

議事3 令和7年度地域包括支援センター事業委託について

令和7年度地域包括支援センター事業委託について、事務局より説明を行い、原案のとおり、承認された。

議事4 令和7年度地域包括支援センター運営方針について

令和7年度地域包括支援センター運営方針について事務局より説明を行い、委員からご意見を頂いた。詳細は、発言内容に記載。

議事 5 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について

令和 6 年 1 0 月～令和 7 年 1 月に地域包括支援センターが予防給付業務を委託した居宅介護支援事業所について報告し、追加承認された。

- 6 会議資料の名称 資料 1 令和 6 年度地域包括支援センターの事業評価実施結果について
資料 2 令和 6 年度地域包括支援センター公正・中立性の評価について
資料 3 令和 7 年度地域包括支援センター事業委託について（案）
資料 4 令和 7 年度浜松市地域包括支援センター運営方針（案）
資料 5 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について

- 7 発言内容記録方法 文字 / 録画 / 録音

8 発言内容

議事 1 令和 6 年度地域包括支援センターの事業評価の実施結果について
（事務局）資料 1 に基づき説明

<質疑・意見>

（委員）

令和 6 年度の事業評価と令和 7 年度の資料はリンクしていると考えてよいのか。

（事務局）

事業評価をもとに、共通課題と市が取り組むべき課題を記載している。令和 7 年度についてはそれを踏まえている。

（委員）

それでは令和 7 年度の説明の中でまた伺う。

（会長）

これは令和 6 年度の事業評価で、令和 7 年度に向けての課題を抽出しているということでしょうか。

（事務局）

その通り。

（委員）

今年度も地域ケア会議の点数が低くなっていると思うが、根本的に実施にあたりハードルが高いのか、実際に難しいと思う。コロナの時期は実施できていない理由が立ったが、コロナが明けても実施できていないということは目標達成の基準が厳しいのではないかと感じている。個別ケースケア会議の場合は問題事例の該当者が

あれば実施しやすいと思うが、圏域ケア会議は実施できているセンターとできていないセンターで分かれている。ここについては評価基準を工夫してもよいのではないかと思う。圏域ケア会議は地域のことになるため、地域の民生委員や警察、自治会の方が集まっており、そういった方が集まらない地域だと点数が下がってしまうと思う。いくつかの項目を合算して評価していると思うが、その部分の内容や配点を考えてもよいと思う。また圏域ケア会議ができない理由があれば教えていただきたい。

(事務局)

地域ケア会議についてはご認識の通り、できているところ、できていないところの差がある。市が取り組むべき課題の(1)で「地域課題解決に向けた会議体の整理と有効的活用に向けた取り組み」と記載したが、センターが把握した地域課題に対し、様々な会議体がある中でどこの会議体で検討するのが望ましいのかということの整理や、全ての課題に対して地域ケア会議を活用するのではなく、地域課題を解決するために検討していく、という方向性に変えていきたいと考えている。また来年度の事業評価についても、地域ケア会議の評価項目の変更をしなければいけないと思っている。

(会長)

会議体の種類が様々ある中で、どこでどのようなことを検討するかの迷いがあったり、地域ケア会議で検討する必要があるのかという共通的な問題があったり、類似の会議との兼ね合いが分からないということや、的確なテーマが選定できずということがある。何年も評価の低迷が続いているところからすると、地域ケア会議の必要性をセンターは考えているのか、ただ評価項目にあるので、基準に沿って評価しているだけなのかというように、何か原因があるのか、どのように認識しているのかが重要だと思う。やらなければならないができない、類似の会議があるのでどちらにしたらよいか分からない、あるいはテーマ選択に困るということになると、地域ケア会議の必要性の認識がどうなっているのかが疑問である。

(事務局)

圏域ケア会議については個別ケースケア会議の積み上げで地域の課題が見えてくるところがある。適格なテーマが絞り切れていないセンターについては、個別ケースからの課題の拾い出しに弱さを感じる。個別ケースケア会議を実施した後、何か地域課題として捉えるべきものがあつたのかという点については報告書等を含めて工夫が必要だと思っている。

(委員)

類似の会議体では、生活課題、地域の課題を検討する場として、生活支援体制づくり協議体がある。そこでは住民主体でどのような解決をしていくのか、どのように連携し、解決に向かうかが話される。センターも事前打ち合わせに入っているため、会議負担のことを考えると、それとうまく合致する仕組みやカウントの仕方を考えられるとよいと思う。市社会福祉協議会や市で生活支援体制づくりも含め、個別から見えてきた課題や、地域に入った中から見えてきた課題をセンターと共有して取り組めたらよい、ということ相談している。来年度に向けて、圏域ケア会議のやり方も少し変化してくるのではないかと期待している。

（会長）

評価基準の話もあったが、類似会議でセンターがやるべき内容が重なっている場合はカウントするなど、評価基準の検討の余地はあるということか。

（事務局）

地域ケア会議に限らず、どの会議体で地域課題を検討するのも含め、事業評価を考えていきたい。

（委員）

今回、実地調査に行ったことで、良い部分やセンターごとの差があることが分かったのはよかった。事業計画やリスクマネジメントに対する市全体の育成体制やプログラムなどはあるか。それとも各受託法人に任せる形か。

（事務局）

市全体で人材育成のためのラダーなどは持っていない。各センターで実情に合わせて取り組んでいただいている。

（委員）

それではここに出ている差が埋まらないと思う。委託するなら一定のレベルの仕組みや教育や基準はあっても良いと思う。そこが欠けていることで課題が発見できないわけではないが、つながってくるとは思う。リスクマネジメントや人材育成のベース的なものを示した方が、受託法人としても他の好事例を受け入れやすいため、市が求める最低基準はあった方が良いと思った。

（事務局）

大変良い好事例を行っている包括もあったので、参考にしながら検討していきたい。

（委員）

4 ページの好事例で「google マイマップ」の記載がある。ICT にどの程度、費用がかかるかは分からないが、センターの予算の中で ICT や IT にかかる予算は充分かどうかの検証はされているか。

（事務局）

現状としては各センターに「地域包括支援システム」を配備して情報共有や記録の共有、介護認定などの情報提供はしている。システムにかかる予算が適切かどうかについて評価の基準は明確になっていないが、タブレット化などの要望をいただいている。

（委員）

世の中でも生産性の向上と言われているため、機器を使って省けるものは省きたい。センターも多忙であり、情報共有しやすいやり方があると思うため、加味できているかを知りたかった。

次に於呂の「圏域内の安否確認リスト作成」とあるが、高齢者福祉課の方でも要

援護者のリストのようなものがあったと思うがそれとは被るものか。

（事務局）

於呂のリストについては、於呂で独自に作成しているものであり、「災害時避難行動要支援者名簿」と必ずしも一致するものではない。

（委員）

良い取り組みだとは思いますが、双方が行うことで負担になっても良くないと思うので、どちらかのみを生かすという方法もあると思う。

（委員）

センター職員の欠員について伺いたい。3分の1の包括に欠員があったのはどういうことか。職員の体調不良や私的な理由となっているが、今現在も欠員というのは高齢者や民生委員の立場からすると困る。根本的には処遇改善なども含む話にはなると思うが、どう考えられているか。

（事務局）

上半期に欠員が生じたのは7センターだったが、理由としては体調不良や、1日勤務ができずに非常勤となり、1人工未満になったというケースもある。今現在、欠員が解消していないセンターは4センターである。市としては状況確認に留まっている。

（委員）

どのくらいの期間で欠員が生じているのかは大事なことだと思う。今現在も欠員というのは望ましくない。三職種の確保について、三職種の中でもどの職種が多いかのバランスも含め、指導すべきである。

（事務局）

各受託法人の職員募集の仕方なども伺ってはいるが、市からは指導できていない状況。主任介護支援専門員の人数が少ないことは把握している。現状は具体的な対策は示せないが、今後検討していきたい。

（会長）

この職種に限らず、日本全体が少子高齢化の影響で人材不足になっている。ケアワーカー等の人材確保の問題は他の職種の問題と同じだと思う。センターで確保するのが難しいことは以前にも話が出た。人材を市で確保するにしても市がどこまで担えるかという問題もある。ただ、市としてセンターの人材確保は大きな課題ではある。高齢者や地域住民にしわ寄せが行くことを考えると行政の支援が必要であるが、その方法は検討の必要があり、継続的な検討課題である。このことについて、それぞれの委員から行政に先進事例を提言するか、行政がアイディアを出していくか、いずれでも良いと思う。

（委員）

適正なプラン作成件数について、一人当たりの作成件数は「地域性」も影響しているとの記載があった。この「地域性」についてもう少し詳しく教えていただきたい

い。

（事務局）

センターから居宅介護支援事業所にプラン作成の再委託をすることができるが、地域の介護支援専門員の人数や事業所の数、地域の関係性も影響しているという印象を受けているため記載した。

（委員）

居宅介護支援事業所の介護支援専門員にお任せするのも難しいということか。

（事務局）

地域によっては、介護支援専門員の人数が少ないため、要介護認定者のプラン作成を介護支援専門員に担当していただかないと全体の需要に対して供給が間に合わなくなるため、要支援認定者はなるべく包括で担当していると伺ったところもある。

議事 2 令和 6 年度地域包括支援センターの公正・中立性の評価について

（事務局）資料 2 に基づき説明

<質疑・意見>

（委員）

センターからいくつか事業所を紹介されても、センターの系列事業所が良いという利用者がいると思う。その場合、偏ることがやむを得ない部分もあるのではないか。センターからの説明内容等について、利用者本人に聞き取ることはあるのか。利用者本人の意見が大切であるため、アンケートをとるのはいかがか。

（事務局）

センターには理由等の確認を行っているが、利用者に、聞き取りや調査を行ったことはない。複数のサービスを紹介したが、結果として、本人の希望に合ったサービスを受けられるのがセンターの同一法人だったということはあると聞いている。

（会長）

本人の希望や、地域特性、利便性も関係している可能性もあるため、50%を超えているから中立性公平性がないとは言えないのではないか。50%は超えているが、本人の希望や、事業所が少ないこと、地域特性、利便性の問題があるとうように付け加えるとよいと思う。

センターの発言のみで信頼性妥当性を判断するのは課題である。毎年ではなくてもよいが、利用者の声を聞くことも信頼性妥当性の評価につながる意味ではよいと思う。

（委員）

何を理由に 50%を基準としているのか。利用者からすると、近くの事業所が同一法人であることも考えられる。

(事務局)

国で定める基準があるわけではない。センターが公平中立な立場というところを、市として 50%を基準として評価をしている。50%が妥当か妥当でないかというところもあるが、50%を超えたからよくないというものではなく、適正であるかを判断する基準である。

(委員)

基準をもう少し緩めてもいいのではないか。

(会長)

公平性中立性評価という項目の評価方法については、国で何か基準を定めているのか。

(事務局)

国では中立性を保つことについてのみ定めがある。市としては 50%を基準として判断している。

(会長)

数値で評価しているということか。

(事務局)

同意。

(委員)

意見を聞いて検討してほしい。

議事 3 令和 7 年度地域包括支援センター事業委託について

(事務局) 資料 3 に基づき説明

<質疑・意見>

(委員)

包括三方原は、中央区と浜名区とで圏域を跨いでいる。生活支援体制づくり協議体について、1つのセンターに対して1つの協議体を設置しているため、協議しやすい環境である。22 圏域ではなく 23 圏域にするという考えはあるか。

(事務局)

三方原については、三方原地区に本所を置き、都田・新都田地区に支所を置いている。早急な圏域の見直しは難しいと考えているが、市民が利用しやすい環境を考えている。生活支援体制づくり協議体との調整は難しいと思うが、より良い方法を検討していきたい。

(委員)

取り組んだ中での課題を踏まえ、相談していきたい。

(会長)

事業委託について、区を跨がない方が、利用者にとっては良いと思う。

(委員)

圏域が2つの区に跨がることで、社会福祉協議会では2つの地区センターが関わるため、やりづらい。生活圏域が異なるところを1つの圏域にしているため、検討していただけると、地域づくり、支え合い活動の推進についても、やりやすくなる。

(委員)

第一層生活支援体制づくり協議体委員でもあり、圏域の生活支援体制づくり協議体にも出席している。CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、SC（生活支援コーディネーター）の関係を含め、三方原圏域は大変である。行政として検討していただきたい。

(会長)

引き続き検討課題である。

(委員)

三方原圏域については、当初、行政は2つのセンターをつくることを提案した。私は反対し、数を増やす必要はなく、組み換えを提案したが、支所を置くことで落ち着いた。人口3,000人の地域に新しい地域包括支援センターをつくるのであれば、10,000～12,000人の地域の分割等を検討すべきである。新しくつくることを考えるのであれば、組み換え等、広く考えてほしい。センターを新設するための予算を考え、将来を見据える必要がある。

(事務局)

センターの圏域の問題というより、生活支援体制づくり協議体の運営方法の問題であると認識している。センターは数を増やさないことで決着した。生活支援体制づくり協議体の運営については、中央区と浜名区に跨ったことで、社協、行政ともに、双方の職員が参加している状況である。このままでは本来ではないため、生活支援体制づくり協議体の運営の課題として検討していきたい。

(会長)

センターの数は増やさないが、運営について検討していくという回答であった。

(委員)

令和7年度、包括和合について、高齢者人口の増加に伴い職員が1名増えるとされている。各センターで、人口推計を把握しているとは思いますが、各センターがそれぞれ最大何人工の職員を確保する必要がでてくるか等、全市における職員の確保数についてデータはあるか。今後の推移について漠然とした不安を感じる。

(会長)

センターの職員数の将来推計ということか。

(委員)

高齢者が増える地域と減る地域があると思う。増える地域は最大何人工の職員を確保する必要がでてくるのか。減る地域はどこで、統合や再編が必要になるのか。

(事務局)

市全体の人口推計のデータはある。

(事務局)

圏域ごとの人口推計データもあるため、それを活用すれば職員数の将来推計も可能である。現在は年度単位で計算しているが、今後の見込みが必要であれば、現時点での推計値で示すことはできる。

(委員)

職員の確保の問題を考えると、受託法人は数年単位で職員確保の準備期間が必要である。前もって情報提供いただけると受託法人はありがたいため、検討いただきたい。

(会長)

推計値で職員の確保数について予測を立ててほしいという意見である。検討いただきたい。

その他、異議がなければ承認とする。

(異議なし、承認。)

議事4 令和7年度地域包括支援センター運営方針について

(事務局) 資料4に基づき説明

<質疑・意見>

(委員)

地域ケア会議の関係だが、各センターでは個別の課題や地域の課題を十分に承知しているということか。

(事務局)

各センターに対しては毎年度、事業計画書の提出を求めており、その中で圏域内の地域課題について記載をしてもらっている。ただし、記載している課題と、圏域のケア会議のテーマにずれが生じている包括もあるのが現状である。

(委員)

その課題が的を射た捉え方かどうかは評価をしているか。

(事務局)

的確に課題を把握しているセンターとそうではないセンターがあるとは思っている。

(委員)

課題を十分に把握していないセンターがある場合、センターにはどのようにアプローチするのか。

(事務局)

報告書の様式を通して課題等を記載してもらうなどの工夫はできるが、現状では具体的に考えていない。検討していきたい。

(委員)

これはここ数年、継続的に出ている話題だが、実現できていないところを見ると何か足りない部分があると思うし、評価が甘いところがあると思う。地域の課題が理解できなければそれに対する評価はできない。評価に対して、運営方針がいかに関与しているかを知りたくて聞かせていただいた。

このままではよくないと思うため、センターの課題解決能力がなければはっきり提示すべきではないかと思う。

(会長)

地域ケア会議について、3ページの事業評価に書かれている内容は解決策の一つだと思うが、それが令和7年度の重点目標や基本方針に反映できているかどうかは疑問である。反映できていなければ、その重点目標と基本方針に基づいて令和7年度に評価をしたとしても6年度と全く同じ評価になるのではないかという不安がある。例えば「類似する会議がある場合はそちらとの協議の上…」などの対策を方針に記載するなど、事業評価で明らかになった課題を解決するための運営方針になるよう重点取組事項や基本方針を見直す方が良いかと思う。

事業評価がきちんとされていないとその反映が難しい。他の類似会議でどの程度行っているか、あるいは地域課題が見えない包括がいくつあるかということが事業の評価の中に出ていれば、重点取組事項や基本方針に反映できると思う。次年度からは、評価項目の中で評価が低いところのみでも良いので、具体的な評価の実態を

示し、それを解決するための重点事項、基本方針としていただきたい。

(委員)

19 ページの「3 (包括的・継続的ケアマネジメント支援業務) に関すること」は、ケアマネジャーに関することと捉えている。他の市町のものも見たが、概ね同じような言葉で書いてあるのは国の方針に従っている以上、仕方がないと思う。ただ、支援困難事例の「支援困難」の定義について、センターとケアマネジャーの認識にずれがないようにしていただきたい。

(事務局)

今後、検討していきたい。

(委員)

19 ページの「介護支援専門員同士のネットワーク構築に向けて支援を行う」とあるが、これについての現状と、「支援」とは何かを教えていただきたい。

(事務局)

介護支援専門員同士のネットワーク構築については、各センターでケアマネジャーを対象とした交流会や研修会を行っている。

(委員)

現実的にはどのくらいの方が参加できるか。参加するケアマネジャーが毎回同じと感じる。

(委員)

参加するケアマネジャーは確かに同じである。実行する側のテーマの選定の関係なのか、ケアマネジャーの事業所に対する意識の問題なのか、どうしたら出席してもらえるかを考えないと、形だけになってしまうと思う。

(会長)

具体的に記述をしていただく必要があると思う。

議事5 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について

(事務局) 資料5に基づき説明

<質疑・意見>

(委員)

藤枝市や磐田市の事業所があるのはどういう理由か。

(事務局)

磐田市の事業所については、浜松の利用者のプランを担当していただけているた

め記載してある。

藤枝市の事業所は、板屋とありたまが再委託をしている。これについて確認したところ、市内のケアマネジャーの事業所閉業にあたり、一部の利用者について、市内に新たな居宅介護支援事業所が開業するまでの期間、一時的に藤枝市の事業所が担当していた。現在は市内で開業できたため、市内の事業所に全て移行している。

(委員)

藤枝市の事業所から市内の事業所に移行し、実際は藤枝市の事業所が実施している訳ではないということによいか。

(事務局)

市内の事業所は令和7年1月より事業を開始しているため、藤枝市の事業所から移行をしている。

(会長)

他市の記載があると混乱を招くため、「現時点では浜松市に移っている」ことを注意書きで記載しても良いと思う。

その他、異議がなければ承認とする。

(異議なし、承認。)

- 9 会議録署名人 浅井陽介委員 才川隆弘委員 月井英喜委員 三輪眞知子委員
弓桁智浩委員 松岡徹委員 杉山晴康委員 鈴木美枝委員
村埜美加委員 (「署名」により確認)
(氏名の並び順は委員名簿に準拠する)